

事 務 連 絡

令和6年3月29日

各都道府県バス協会 専務理事 殿

公益社団法人日本バス協会

理事長 石指 雅啓

「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」（国土交通省告示第1089号）により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について（平成28年12月20日付け国自安第185号、国自旅第306号）に定める運輸局ブロック別の報告事業者平均給与月額について

平素より当協会の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」（国土交通省告示第1089号）により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について（平成28年12月20日付け国自安第185号、国自旅第306号）に定める運輸局ブロック別の報告事業者平均給与月額について国土交通省物流・自動車局旅客課貸切バス班長より別紙のとおり事務連絡がありました。貴協会において、その旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

担当：業務部 中尾

電話：03-3216-4014